

会津大学プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程

2022年7月20日規程第3号

改正 2026年1月29日規程第24号

改正 2026年2月17日規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程（平成18年4月1日規程第10号）第32条の規定に基づき、プロジェクトチームの設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学長は、複数の部局等（会津大学学内運営組織等に関する規程第2条第1項に定める「部局」をいう。）に関係する課題について、調査研究、計画策定、調整等を行わせるため、特に必要と認められるときは、次に掲げる事項を定めて、企画推進本部にプロジェクトチームを設置する。

(1) 名称

(2) 重要事項又は課題（所掌する業務）

(3) 設置期間

(4) 構成員の数

(5) 専決事項

(6) その他必要な事項

(メンバー)

第3条 プロジェクトチームの構成員(以下「メンバー」という。)は、教員及び事務職員等のうちから学長が指名する。

(リーダー)

第4条 プロジェクトチームにチーム・リーダーを置く。

2 チーム・リーダーは、学長が指命する。

3 チーム・リーダーは、プロジェクトチームの業務を掌理し、プロジェクトチームを主宰する。

4 チーム・リーダーは、プロジェクトチームの所掌する業務の進捗状況及び成果を学長に報告しなければならない。

5 チーム・リーダーは、プロジェクトチームの所掌する業務を処理するため必要があると認めるときは、関係部局に対して協力を求めることができる。

(部局長等の協力)

第5条 部局長（第2条に定める「部局等」の長をいう。）は、プロジェクトチームの運営に協力しなければならない。

(予算の執行)

第6条 プロジェクトチームが所掌する業務に要する予算の執行は、チーム・リーダーが総務予算課長と協議して定める。

(服務)

第7条 メンバーの服務に関する命令又は承認は、チーム・リーダーが当該メンバー

の現所属の長と協議して行なう。

(解散)

第8条 学長は、プロジェクトチームが次のいずれかに該当するに至ったときは、当該プロジェクトチームの解散を命ずるものとする。

(1) 所掌する業務が完了したとき。

(2) その他プロジェクトチームを存続させる必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は、企画推進本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、2022年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2026年1月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2026年2月17日から施行する。